



報道発表資料

報道関係者各位

令和元年10月23日(水)

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 菊地 佑子

賃金指導官 土井 隆

電話 023-624-8224

FAX 023-624-8345

山形県特定(産業別)最低賃金引上げ —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会(会長:山上^{やまかみ}朗^{あきら} 弁護士)は、10月21日(月)、地域別最低賃金(山形県は790円(10月1日発効))を上回る額で設定される4つの山形県特定(産業別)最低賃金(時間額)を、別表のとおり山形労働局長(局長:河西^{かさい}直人^{なおと})に答申しました。

今後、山形労働局は、答申内容の公示等の諸手続きを経て、本年12月25日(水)から効力が発生する予定です。

(別表)

特定最低賃金の件名	改正時間額(改正前)	引上げ額(引上げ率)
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業(一般産業用機械・装置等製造業)	859円(837)	22円(2.63%)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電気機械器具等製造業)	843円(821)	22円(2.68%)
自動車・同附属品製造業	858円(836)	22円(2.63%)
自動車整備業(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	862円(840)	22円(2.62%)

(参考) 別添 特定最低賃金について